

西宮市上下水道局会計年度任用職員の給与等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市上下水道局の会計年度任用職員の給与等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、西宮市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する規程（平成31年西宮市上下水道局管理規程第18号）及び西宮市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（平成31年西宮市上下水道局管理規程第19号）の例による。

(給料及び報酬)

第3条 会計年度任用職員の給料及び報酬は、A職員については、別表第1に定める月額を基本とし、B職員については、別表第2に定める日額を基本とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	標準的な職務	月額(※)
1級	定型的・軽易な業務	161,300円
2級	専門的知識・経験を要する業務	170,900円
3級	相当高度の専門的知識・経験を要する業務	180,500円
4級	高度の専門的知識・経験を要する業務	190,200円
5級	特に高度の専門的知識・経験を要する業務	199,600円
6級	極めて高度の専門的知識・経験を要する業務	217,600円
7級	その他	別に定める

(※) 週勤務時間が30時間の場合の額。週勤務時間が30時間以外の場合は、当該週勤務時間により比例計算して得た額（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）。

別表第2（第3条関係）

職種	日額(※)
事務	7,760円

(※) 一日の勤務時間が7時間45分の場合の額。一日の勤務時間が7時間45分以外の場合は、当該勤務時間により比例計算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。